

重要事項説明書（指定介護福祉施設サービス）

2026年4月改訂版

当施設が提供する指定介護福祉施設サービスの内容に関し、あなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 施設の概要

事業者の名称	ひかりの園
所在地	浜松市中央区根洗町681番地の5
電話番号	053(437)8289
法人種別	社会福祉法人
代表者の職・氏名	理事長 栗本 昌紀

施設名	第三静光園いこい	第三静光園あかり
施設の住所	浜松市中央区根洗町681番地の4	
介護保険事業者番号	2277100109	2277203796
施設長氏名	永田 竜也	
電話番号	053(436)8888	
ファクシミリ番号	053(437)8290	

2 施設職員の概要

施設名	第三静光園いこい		第三静光園あかり	
管理者	1名	兼務	1名	兼務
医師	1名	非常勤兼務	1名	非常勤兼務
生活相談員	1名	兼務	1名	兼務
看護職員	2名以上	常勤換算で	2名以上	常勤換算で
介護職員	16名以上	常勤換算で	12名以上	常勤換算で
栄養士	1名	兼務	1名	兼務
介護支援専門員	1名	生活相談員兼務	1名	生活相談員兼務
機能訓練指導員	1名	看護師兼務	1名	看護師兼務

※兼務：いこいとあかりを兼務

3 施設の設備概要

施設名	第三静光園いこい		第三静光園あかり	
定員	50名		30名	
居室	4人部屋 7 2人部屋 10 個室 2		ユニット個室	30
浴室	個人浴槽 2 リフト浴槽 1 特殊浴槽 1		個人浴槽 3 リフト浴槽 1 特殊浴槽 1	
その他	医務室 1 静養室 1 食堂リビング 2 相談室 あかりと共用 地域交流スペース あかりと共用		医務室 いこいと共用 静養室 いこいと共用 食堂リビング 3 相談室 1 地域交流スペース 1	

4 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

サービスの種類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士の立てる献立表により、栄養と入居者の身体状況に配慮したバラエティーに富んだ食事を提供します。 ・食事はできるだけ離床して食堂リビング等で食べていただけるよう配慮します。入居者の状態や要望により、食事場所や時間を配慮します。 【食事時間】 朝食 7:30～ 昼食 12:00～ 夕食 17:40～ ・毎食後には、入居者の身体状況に配慮した適切な口腔ケアを援助します。
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通して週2回以上の入浴又は清拭を行います。 ・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
離床、着替え、整容等	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のためにできる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 ・シーツ交換は週1回以上、寝具の日光消毒は適宜実施します。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・嘱託医師により、週1回診察日を設けて健康管理に努めます。 ・また、緊急等必要な場合には主治医あるいは医療機関等に責任をもって引き継ぎます。 ・入居者が外部の医療機関に通院する場合は、その付添についてできるだけご協力願います。 【当施設の嘱託医師】 氏名：八木 崇人 診療科：内科・消化器科他（八木医院所属） 診療日：毎週木曜日
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設は、入居者及びその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 【相談窓口】生活相談員 鈴木・池上
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。 ・行政機関に対する手続きが必要な場合には、入居者及びご家族の状況によっては、代行いたします。
緊急時等の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者が、発熱等いつもと違う様子が見られた時には、様子を見ながらご連絡をします。 ・入居者の内出血や皮むけ、怪我等事故と思われることにつきまして、様子を見ながらご連絡します。 ・連絡は、原則身元引受人（家族の代表）と行います。容態の急変等の緊急の場合は、連絡先の順に行います。家族間の連絡は、家族で調整して下さい。
身元引受人及び扶養者の義務	<p>契約締結にあたり、利用者に対し、身元引受人をお願いすることになります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①利用者が疾病等により医療機関に受診または入院する場合、受診付き添い、入院手続きが円滑に進行するように当事業所に協力していただきます。 ②利用者が利用中に死亡した場合、遺留金品の処理及びその他必要な措置を講じていただきます。 ③身元引受人に変更がある場合、当事業所へご連絡ください。

(2) 介護保険給付外サービス

サービスの種類	内 容
理 容	・毎月理容店の出張による理髪サービスをご利用いただけます。
日常生活品の購入代行	・入居者及びご家族が自ら購入が困難である場合は、施設の購入代行サービスをご利用いただけます。ご利用いただく場合は、やむを得ない場合を除き、3日前までにお申込みください。
金銭管理	<p>・自らの手による金銭の管理が困難である場合は、金銭管理サービスをご利用いただけます。詳細は次のとおりです。なお、このサービスをご利用いただくためには、別途契約が必要となります。</p> <p>【管理する金銭等の形態】 静岡銀行三方が原支店の預金通帳を施設で管理</p> <p>【お預かりするもの】 上記預金通帳と通帳印（原則として1つ）</p> <p>【保管場所】印鑑は事務室大金庫 通帳は事務室小金庫</p> <p>【保管方法】施設長及び生活相談員が責任を持って管理</p> <p>【出納方法】別添の「預り金管理規程」のとおり</p>

(3) 施設行事計画

月	行 事 名
4月	お花見、家族会
5月	端午の節句
6月	開園記念日、ゲーム大会、
7月	七夕祭、祖先供養、夏祭り、土用の丑の日
8月	夕涼み、入居者と家族・地域とのふれあい月間
9月	防災の日、敬老家族会、お月見、彼岸、敬老週間
10月	ゲーム大会、お月見、芋煮会
11月	社会福祉入所施設防災の日、追悼式
12月	もちつき大会、クリスマス、大掃除、年越し
1月	新年祝賀式、書初め、初詣、七草、鏡開き、小正月
2月	節分鬼除式、賀の祝
3月	桃の節句、彼岸

5 各種委員会や活動について（令和6年より義務化された内容を含む）

第三静光園では以下の委員会を設け、職員の所属部署を超えた横断的なチームケアの提供に努めます。

No.	委員等の名称	主な活動内容
1	身体的拘束 虐待防止委員会や活動	身体拘束・虐待に関する事柄を検討し、拘束・虐待をしないために話し合いを行い、職員間の情報共有や研修などを通じて防止のために活動します。定期的な研修などを年2回以上行います。
2	事故防止委員会等の活動	□事故の発生又はその再発防止するため、事故報告書・ヒヤリハットの分析を行い、改善策を話し合う。□事故が発生した場合の対応方法や事故防止のための指針を整備します。□事故防止のための研修会などを定期的に行います。□事故発生防止のための安全対策担当者を置き、常に事故の再発防止に取り組みます。
3	感染症対策委員会等の活動	衛生管理活動として、インフルエンザ、ノロウィルス、新型コロナウイルス感染症に関する手引きを作成し、手引きに基づき対応をしています。また、褥瘡予防についても話し合いを行います。感染症発生時において利用者に対する生活介護の提供を継続的に実施するためのBCPを策定し必要な措置を講じます。年に2回以上感染症の予防及び蔓延防止のために演習や研修を行います。また、介護職員等の清潔の保持及び健康状態についての必要な管理や検討を行います。
4	生産性の向上推進に関する活動	職員が働きやすく、働き甲斐のある職場を目指すための業務改善やICTの活用について検討をします
5	防災委員会等の活動	利用者及び園内外の防災について訓練及び計画検討します。非常災害の発生時において、利用者に対する生活介護の提供を継続的に実施するためのBCPを策定し必要な措置を講じます。年に2回以上演習や研修を行います。

6 利用料

利用者はサービスの対価として、下記の利用規定に基づき計算された月毎の計算額をお支払いいただきます。

- ① 介護報酬に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。また、利用者の要介護状態区分に変更があった場合は、変更後の要介護度が適用される日から新しい負担額に変更することとなります。
- ② 基本料金の負担については、保険者から送付される「負担割合証」に記載された割合（1～3割）に基づきご負担いただきます。なお、介護保険者証に支払い方法の変更の記載がある場合は、その割合に基づくご負担をお願い致します。

利用料算出のイメージ

介護保険自己負担額	+	居住費	+	食費	+	その他
基本単位数と加算・減算に1単位数単価（10.14円）を掛けて計算します。負担割合証に記載されている負担割合に準じ		所得別に4階層に分け、個室、多床室ごとに料金設定		所得別に4階層に分けた料金設定		日用品費 衛生材料費 理容 特別食 本人負担品

6 利用料

(1) 法定給付

区 分	内 容
法定代理受領の場合	・介護報酬の告示上の額 (施設介護サービスの介護保険負担割合証表示割合)
法定代理受領でない場合	・介護報酬の告示上の額 (施設介護サービスの基準額に同じ)

(2) 法定外給付

区 分	内 容	
居住費※	第三静光園いこい ・多床室 915円/日 ・個室 1,231円/日	第三静光園あかり ・個室 2,066円/日
食 費※	・1,800円/日	

※ただし、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている金額

(3) 入居者の選定により提供するもの

区 分	内 容
管理サービス	・預金等の管理 ・各種支払業務及び行政手続きの代行等
理 容	・要した費用の実費
日用品費	・要した費用の実費
特別な食事	・要した費用の実費
日常生活に要する費用で本人に負担していただくことが適当であるもの	・希望外出費 ・行事参加費 ・その他、入居者及びご家族等とご相談の上、必要と認められた費用

(4) 料金の支払い方法

あなたが当施設に支払う料金の支払い方法については、月ごとの精算とします。毎月15日までに前月分ご利用いただいたサービス利用料金の請求をしますので、月末までにお支払いください。支払方法は、銀行振込または口座自動引き落としのどちらかをご契約の際に選んでください。

(5) その他

あなたの被保険者証に支払方法の変更の記載（あなたが保険料を滞納しているためサービスの提供を償還払いとする旨の記載）があるときは、費用の全額を支払っていただきます。この場合、当施設でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日あなたの保険者である市町村の窓口に出して差額（介護保険適用部分の9割）の払い戻しを受けてください。

7 サービスの利用方法

(1) 利用開始

- 当施設への入居が決定した場合、当施設の担当職員が指定介護福祉施設サービスについてご説明します。施設及び入居者等の都合を合わせ日程を調整した上で、入居日時を決定いたします。
- この説明書によりあなたからの同意を得た後、当施設の介護支援専門員が施設サービス計画を作成し、サービスの提供の準備をいたします。

(2) サービスの終了

ア あなたの都合でサービスを終了する場合

- サービスを終了する日の30日前までに文書で申し出てください。

イ 当施設の都合でサービスを終了する場合

- 人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合は、サービス終了の30日前までに、文書によりあなたに通知します。

ウ 自動終了

次の場合は、サービスは自動的に終了となります。

- あなたが他の介護保険施設に入所した場合。
- あなたが要介護度が非該当(自立)と認定された場合。(H27.4.1以降入所は要介護1・2)
- 介護老人福祉施設の機能を超えた継続的な医療の提供が必要となった場合。
- あなたが亡くなったとき。

エ その他

- 当施設が、正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、あなたやあなたの家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、あなたは文書で通知することにより直ちにこの契約を終了することができます。
- あなたがサービスの利用料金を滞納し、支払いの催告を再三したにもかかわらず3ヶ月以上支払わないとき、あなたが当施設に対してこの契約書を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書であなたに通知することにより、直ちにこのサービスを終了させていただく場合があります。

8 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	<ul style="list-style-type: none">面会時間は9:30～17:00です。来訪時には面会簿にご記入ください。来訪者が宿泊を希望される場合は必ず事前にお申し出ください。面会の際、飲食物をご持参の場合は、職員を通してお渡しください。新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等感染症の予防のため、面会及び下記の外出・外泊を見合わせていただく場合があります。
外出・外泊	<ul style="list-style-type: none">外出、外泊の際は必ず行き先と帰園時間をお知らせください。※1入居者の状態や時期によっては、ご遠慮いただく場合があります。
居室・設備器具の利用	<ul style="list-style-type: none">施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	<ul style="list-style-type: none">喫煙は決められた場所をお願いいたします。原則、飲酒はできません。
迷惑行為	<ul style="list-style-type: none">騒音等他の入居者に迷惑となる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないようお願いいたします。
所持品の管理	<ul style="list-style-type: none">できるだけ貴重品はお持ちにならないようお願いいたします。やむを得ずお持ちになる場合は、入居者の管理能力等を勘案し、入居者又はご家族等とご相談のうえ貴重品等を施設で管理させていただく場合があります。
現金等の管理	<ul style="list-style-type: none">お小遣い相当額以外は施設で管理させていただきます。
宗教政治活動	<ul style="list-style-type: none">施設内での他の入居者に対する布教活動、政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	<ul style="list-style-type: none">施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りいたします。

※1 外泊の際は、なるべく前日までにご連絡ください。

6 サービスの利用方法

(1) 利用開始

- あなたが居宅介護サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合には、事前に居宅介護支援事業者にご相談ください。尚、居宅介護サービス計画をまだ作成していない場合には、当事業所の担当職員が短期入所生活介護サービスについてご説明します。
- この説明書によりあなたからの同意を得た後、当事業所の管理者が介護サービス計画を作成し、サービスの提供を開始します。（入所期間が短い場合には作成しないことがあります）

(2) 利用の継続

- 初回後も、サービスを利用する場合は担当ケアマネージャーに利用日を伝えてください。担当ケアマネージャーと当事業所の連携のもと利用日を確定します。原則的に直接の申込みは受けられません。

(3) サービスの終了

イ 当施設の都合でサービスを終了する場合

- 人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合は、サービス終了の30日前までに、文書によりあなたに通知します。

ウ 自動終了

次の場合は、サービスは自動的に終了となります。

- あなたが他の介護保険施設に入所した場合。
- あなたが要介護度が非該当（自立）と認定された場合。
- あなたが亡くなったとき。

エ その他

- 当施設が、正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、あなたやあなたの家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、あなたは文書で通知することにより直ちにこの契約を終了することができます。
- あなたがサービスの利用料金を滞納し、支払いの催告を再三したにもかかわらず6ヶ月以上支払わないとき、あなたが当施設に対してこの契約書を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書であなたに通知することにより、直ちにこのサービスを終了させていただく場合があります。

9 担当職員

あなたのケア担当者又は介護支援専門員は、別途お知らせいたします。

また、サービス計画の策定又は変更に伴い、随時、担当者よりご連絡させていただきます。

10 医療機関

あなたが入院又は受診治療を必要とする場合で、特にご指定がない場合は下記の医療機関を利用させていただきます。

医療機関	名称	八木医院
	連絡先	(053) 437-2811
	名称	浜松赤十字病院
	連絡先	(053) 401-1111
	名称	常葉リハビリテーション病院
医療機関	連絡先	(053) 436-1304
	名称	聖隷三方原病院
	連絡先	(053) 436-1251
	名称	上野眼科医院
	連絡先	(053) 430-6766
歯科医療機関	名称	三方原Green dental clinic
	連絡先	(053) 425-9880

11 非常災害対策

非常時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 別途定める「特別養護老人ホーム第三静光園 消防計画」に則り、対応を行います。 			
近隣との協力	<ul style="list-style-type: none"> 同法人の根洗寮や地域住民と相互に連携していくように努めます。 			
平常時の訓練	<ul style="list-style-type: none"> 別途定める「特別養護老人ホーム第三静光園 消防計画」に則り、毎月1回以上夜間及び昼間を想定した避難訓練を行います。また、入居者の方にも参加していただく場合もあります。 			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	あり
	自動火災通報装置	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	あり	非常用電源	あり
	ガス漏れ報知器	あり		
消防計画等 消防署への届け出日 平成27年4月1日 防火管理者氏名 鈴木 健太				

12 苦情処理

あなた及びご家族等は、当施設の指定介護福祉施設サービスの提供について、いつでも苦情を申し立てることができます。あなたは、当施設に苦情を申し立てたことにより、何ら差別待遇を受けません。

<ul style="list-style-type: none"> 第三静光園苦情相談窓口 窓口担当者 鈴木・池上 【ご利用時間】 月曜日～金曜日 8:30～18:30 【ご利用方法】 電話又は面接（面接をご希望の場合は事前にお電話ください） 苦情担当第三者委員 柏原 栄作（評議員） 伊藤 貴佳（行政書士） 浜松市北区長寿保険課 053-523-1144 静岡県福祉サービス適正化委員会 054-653-0840
--

13 第三者による評価

第三者評価の実施状況 実施しておりません。